令和６年度第１回海老名市市民活動推進委員会　次第

日時　令和６年６月20日（水）午後３時30分から
場所　海老名市役所７階　703会議室

１　開会

２　委員の紹介

３　職員の紹介

４　正副委員長の選出
資料１

５　議題
（１）　市民活動推進制度の説明
資料２―１、２―２
（２）　令和６年度委員会スケジュールについて
資料３
（３）　令和６年度補助金交付団体事業スケジュールについて
資料４－１、４－２
（４）　市民活動団体の活性化について
資料５

６　その他
佐賀県唐津市議団の視察対応報告について
資料６

７　閉会

◆次回の市民活動推進委員会
日時　令和６年８月（予定）
場所　海老名市役所内（予定）

【資料１】

第８期　海老名市市民活動推進委員会委員名簿

委嘱期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日

任期数	役職	氏名	選出区分
２期目		児島（コジマ）　健介（ケンスケ）	公募した者
２期目		塩地（シオジ）　ひとみ（ヒトミ）	公募した者
１期目		黒川（クロカワ）　裕紀（ユキ）	公募した者
５期目		渋谷（シブヤ）　昇（ノボル）	市民活動を行う者
５期目		大島（オオシマ）　由美子（ユミコ）	市民活動を行う者
３期目		川田（カワダ）　葉子（ヨウコ）	市民活動を行う者
４期目		瀬戸（セト）　茂美（シゲミ）	学識経験者
３期目		木下（キノシタ）　眞男（ミチオ）	学識経験者

【資料２－１】

海老名市市民活動推進制度について

１　目的

市民、市民活動団体、行政の協働でこころ豊かに暮らせるまちを実現する。

市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進することを目的として、市民活動推進条例を定めている。

背景　社会環境の変化に伴い、様々な問題を解決するために、行政のみならず、市民、市民活動団体による多様な市民活動の活性化が必要である。

２　市民活動推進施策

（１）　海老名市**市民活動推進補助金制度**

市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を対象に補助金の交付を行う制度

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
申請団体	11 団体	10 団体	13 団体
申請金額	1,778,000 円	2,000,000 円	2,081,000 円
交付団体	7 団体	9 団体	12 団体
交付確定額	978,000 円	1,496,234 円	1,805,741 円

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業が中止となった団体もある。

（２）　海老名市**市民活動補償制度**

市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう、市民活動中に偶然に発生した事故について補償する制度

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
補償実績	０件	２件	１件
支払金額	－	949,000 円	4,000 円

３　市民活動推進委員会

市民活動の推進に関すること、市民活動の施策に関すること、市民活動への支援の運営に関すること、及び市民活動団体に対する財政的支援に関することについて、市長の諮問に応じ、調査、研究、審議等を行う。

（１）　委員の人数

８人以内

（２）　委員の任期

２年

（３）　委員の報酬

日額：10,000 円

（４）　設置根拠

市民活動推進条例第９条

海老名市市民活動推進補助金制度

❑　海老名市市民活動推進補助金制度創設の経緯

少子高齢化、環境問題など、社会的問題が増加

↓

すべての問題に行政主導で対応していくことは困難

↓

市民による多様な市民活動の活性化を図ることが求められている

↓

平成22年４月１日に「海老名市市民活動推進条例」を施行

↓

市民活動団体を財政的に支援するため、市民活動推進補助金制度を創設

１　申請できる団体

次のすべての要件に該当するボランティア活動団体、特定非営利活動法人等の市民活動団体が申請できます。

（１）　市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業を実施すること。

→公益性のある事業

大勢の市民が利益を受けられる活動で、趣味的な活動や団体の会員だけが利益を受けられるものは、対象外です。

（２）　３人以上で構成され、過半数が市民である団体。

→市民

海老名市在住、在学、在勤者に該当する方

（３）　当該補助金を受けるにあたり、申請から結果報告まで責任をもって事業を実施できること。

（４）　団体の運営に際し、当該補助金だけでなく、自主財源（会費や事業の参加費）を確保しており、寄付金を募ったりする等、団体の運営について自立しようとしていること。

２　対象となる事業（令和６年度の場合）

（１）　主として海老名市内で、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業。

（２）　交付決定日（令和６年４月１日）から令和７年３月31日までに実施する事業。

３　対象とならない事業

（１）　営利を目的とする事業

（２）　宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業

ア　宗教の教義を広めること

イ　宗教の儀式行事を行うこと

ウ　宗教の信者を教化育成すること

（３）　政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする事業

（４）　特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業

（５）　海老名市の他の補助制度を利用する事業。

４　補助金の区分と金額

	入門編	充実編	自立編
該当する事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
補助金の額	上限１０万円	上限２０万円	上限３０万円
補助金の交付回数（※）	１団体につき、１回のみの交付とする。	１団体につき、２回まで交付とする。ただし、当該年度に１回のみの交付とする。	１団体につき、３回まで交付とする。ただし、当該年度に１回のみの交付とする。

※当該年度に審査申込ができるのは、入門編、充実編、自立編のいずれかの区分で１事業のみ。

５　対象となる経費

補助金の対象となる経費は、**事業を実施するために直接必要なもの**です。

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等
旅費	外部講師・指導者の事業実施会場までの交通費、宿泊費
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費
消耗品費	取得価格（消費税含む）が１件30,000円以下のもので、短期間又は、一度の使用で消費されるもの
使用料	会場使用料
賃借料	機材等のレンタル料、バスの借り上げ料
通信費・運搬費	パンフレットや資料の送料、会場までの備品の運搬費
備品購入費	取得価格（消費税含む）が１件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの

⇒事業を実施するために直接必要なもの

「これが無ければ、申請する事業を実施できない」という費用です。

団体の日常的な活動にかかる費用は、対象外です。

６　対象とならない経費

次の経費は、補助金の対象とはなりません。

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体のパンフレットの紙代・印刷代、構成員への郵送代
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打ち合わせ時の飲食費
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼

７　令和７年度募集について

（１）　申請方法

ア　受付開始日

令和６年12月中旬頃を予定

イ　申請書類

申請に必要な書類は、市ホームページからもダウンロード可。

- ❑　海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書
- ❑　海老名市市民活動推進補助金収支予算書
- ❑　海老名市市民活動推進補助金申請団体の概要書
- ❑　団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの
- ❑　団体の役員名簿又はこれに類するもの
- ❑　団体の活動が分かる会報等

（２）　審査について

補助事業の審査は、海老名市市民活動推進委員会が行います。

申請時に提出された書類を基に、対象団体及び対象事業であるかを確認した上でプレゼンテーション審査を行い、補助の適否を審査します。

【資料３】

令和６年度　海老名市市民活動推進委員会　スケジュール

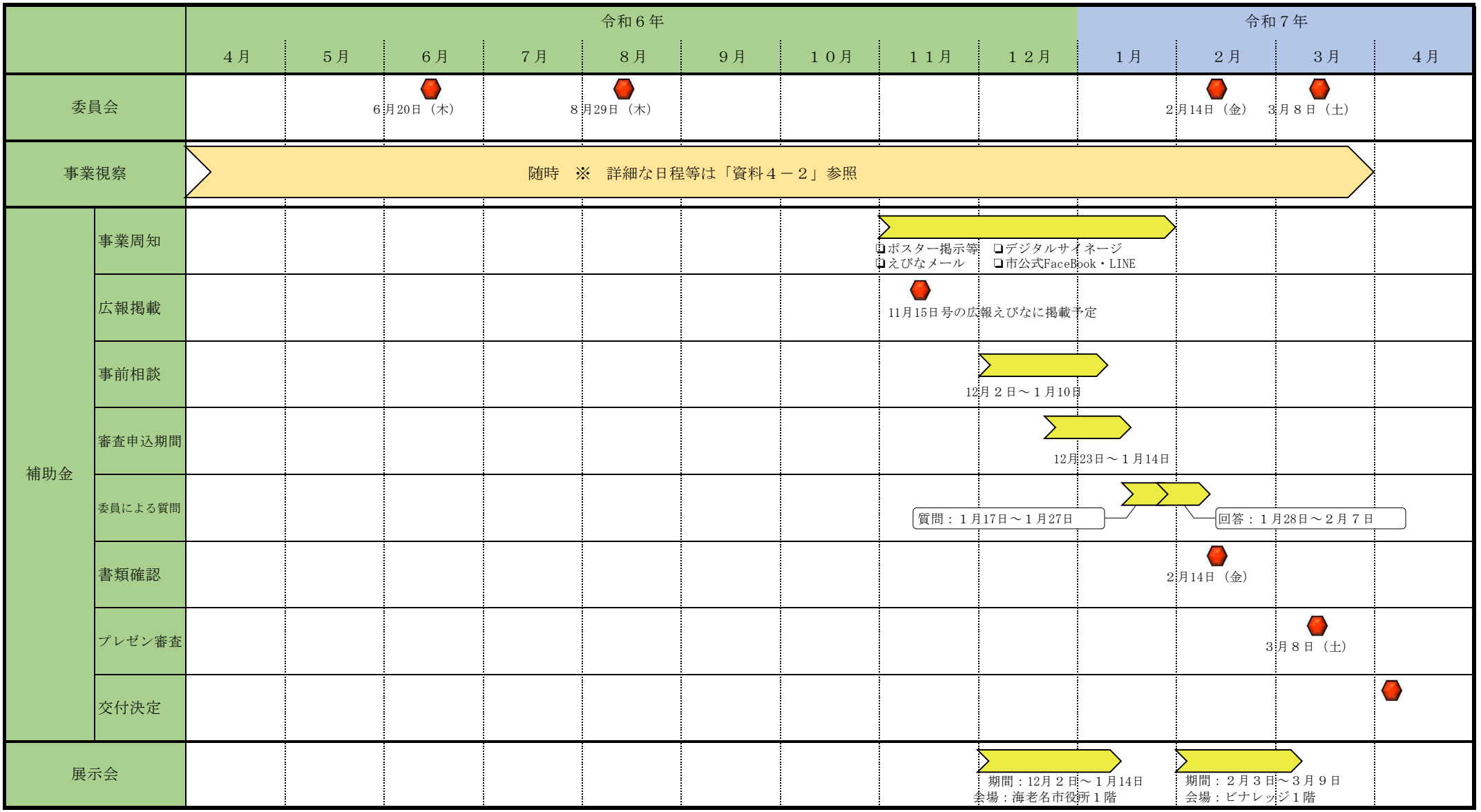

【資料４－１】

令和６年度海老名市市民活動推進補助金交付団体事業スケジュール

入門編（上限額10万円）：４団体、充実編（上限額20万円）：２団体、自立編（上限額30万円）：２団体

Ｎｏ	金額 （区分）	団体名	事業名	開催日　等	内容	会場
1	100,000円 （入門編）	まりぞうランド	出張まりぞうランド	月１回程度 （８月、11月、１月の開催予定はなし）	ラジコン体験会の実施	えびな市民活動センター ビナレッジ
2	100,000円 （入門編）	相模国分寺跡ラジオ体操 くらぶ	ラジオ体操	毎日　午前６時30分～ （少雨決行）	ラジオ体操 活動場所周辺の清掃活動	相模国分寺跡広場
3	100,000円 （入門編）	学習支援ボランティア 「わいわい」	学習支援教室 「わいわい」の開催	毎月第１・第３日曜日 （７月を除く）	学習会「わいわい」	海老名市立総合福祉会館　等
				７～８月	夏休み学習会「わいわい」	
					子どものための運動教室「わくわく」	
					子どものための料理教室「ぱくぱく」	
				未定	大人向けチャリティイベント （料理教室）	
4	100,000円 （入門編）	チーム海老名	人権啓発活動（子育て、健康、環境含学び）	４月１日	ハンセン病問題、薬害エイズから学ぶ人権	海老名市文化会館　等
				５月	マイクロバース上映会	
				６月１日	薬膳・生活養生・中医学のお話し会	
				７月１日	環境活動家による自己肯定感のお話し会	
				９月１日	憲法のお話し会＋マルシェ	
				11月１日	子どもの発達と人権もお話し会	
				令和７年１月30日	夢見る校長先生上映会	
				令和７年３月１日	選挙のためのワークショップ	
5	200,000円 （充実編）	えびなみんなにやさしい ごはんプロジェクト	えびなみんなにやさしい ごはんプロジェクト	４月	映画会（第１回）	えびな市民活動センター ビナレッジ
				６月	発酵食品について学ぶ調理会	
				８月	映画会（第２回）	
				10月	食品添加物、ゲノム編集について学ぶ会	
				11月	映画会（第３回）	
				12月	味噌作り講座	
				令和７年２月	武井イチゴ園　試食＆見学会	有馬コミュニティセンター
6	200,000円 （充実編）	フリースクール SACHI station	さちステまつり2024	10月	フリースクール参加者による文化祭	未定
7	300,000円 （自立編）	まなピタネット	令和６年度 学びのビュッフェ	７月	団体紹介イベント	えびな市民活動センター ビナレッジ
8	300,000円 （自立編）	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	月、火 午後１時～午後４時	学習会	えびな市民活動センター ビナレッジ
				７月13日 午後２時～午後４時	第７回出前講座 映画会「夢見る校長先生」	海老名市文化会館 小ホール
				11月上旬	第８回出前講座 講演会「諸問題が起きた時の心の納め方」	海老名市文化会館 （351～353号室）

【資料４－２】

令和６年度海老名市市民活動推進委員会　事業視察実施予定表

No	団体名	日時	場所	概要	視察参加予定者（各２名）
1	まりぞうランド	６月30日（日） 午前10時～午後４時	えびな市民活動センター ビナレッジ	ラジコン体験会	
2	相模国分寺ラジオ体操 くらぶ	８月３日（土） 午前６時30分～	相模国分寺跡広場	ラジオ体操	
3	学習支援ボランティア 「わいわい」	７月24日（水） 午前10時～午前12時	海老名市立総合福祉会館	夏休み学習会 夏休み体験教室	
4	チーム海老名	７月～８月	海老名市文化会館　等	講演会	
5	えびなみんなにやさしい ごはんプロジェクト	６月27日（木） 午前10時～午前12時	えびな市民活動センター ビナレッジ	映画上映会 オーガニック給食試食会	
6	フリースクールSACHI station	10月	未定	フリースクール参加者による文化祭	
7	まなピタネット	８月３日（土） 午後１時～午後４時	えびなこどもセンター	団体紹介イベント	
8	自主夜間中学 「えびなえんぴつの会」	８月	えびな市民活動センター ビナレッジ	学習会	
		７月13日（土） 午後２時～午後４時	海老名市文化会館 小ホール	第７回出前講座 「夢みる小学校」	

※　昨年度に引き続き、市関係部署も同行予定です。

【資料５】

市民活動団体の活性化について

１　令和５年度の実績

次のとおり市民活動団体の展示会を２回開催。

期間	場所	展示団体数
令和５年12月１日 ～令和６年１月12日	海老名市役所１階エントランスホール	10団体
令和６年２月１日 ～３月11日	ビナレッジ１階フリースペース	11団体

２　今年度の計画について

（１）　「市民活動団体の展示会」開催について

令和４年度から行っている展示会を引き続き開催し、多くの市民の方に市内団体の活動内容等を知っていただく機会としたい。

また、団体間の横のつながりの機会を創出し、当補助金制度の周知を兼ねて実施したい。なお、実施期間については、12月頃と２月頃のそれぞれ１か月程度としたい。

（２）　その他の取り組みについて

えびな市民活動センターでの展示会開催期間に合わせて、補助金交付実績団体やえびな市民活動センター利用登録団体などを対象に、意見交換の場や団体支援の講演会などの開催に向けて調整します。

３　展示会実施までのスケジュール

時期	内容
８月29日	第２回市民活動推進委員会 展示会開催要領確定
９月１日	広報えびな等掲載、参加団体募集開始
９月30日	募集締め切り
10月上旬	各応募団体へ参加確定通知を送付
11月下旬	各応募団体より、展示会で使用する資料を収受
12月～	展示会実施

資料６

海老名市市民活動推進補助金

行政視察説明資料

（作　成）市民協働部　市民活動推進課

（視察日）令和６年５月15日（水）

目　次

（１）海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

（２）市民活動推進課の事務分掌・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

（３）海老名市の市民活動推進について・・・・・・・・・Ｐ．６

（４）海老名市市民活動推進委員会について・・・・・・・Ｐ．９

（５）海老名市市民活動推進補助金について・・・・・・・Ｐ．13

（１）海老名市の概要

神奈川県のほぼ中央に位置する海老名市は、小田急小田原線・相模鉄道本線・ＪＲ相模線という３つの鉄道路線と９つの駅を有する交通結節点という立地特性を最大限活かしたまちづくりを行い、近年では、相模鉄道本線がＪＲや東急線との相互直通運転を開始されたことにより、海老名から新横浜、渋谷、目黒、埼玉県にまで至る首都圏の広域鉄道ネットワークに繋がっています。

また、首都圏中央連絡自動車道や東名高速道路も整備されていることから、都心から郊外までどこへ行くにも便利なまちです。

市制施行：昭和46年11月１日

面　　積：26.59平方キロメートル

人　　口：140,504人（＋765）

※令和６年４月１日現在
※カッコ内は昨年同期と比較

目　次

（１）海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

（２）市民活動推進課の事務分掌・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

（３）海老名市の市民活動推進について・・・・・・・・・Ｐ．６

（４）海老名市市民活動推進委員会について・・・・・・・Ｐ．９

（５）海老名市市民活動推進補助金について・・・・・・・Ｐ．13

（２）市民活動推進課の事務分掌

（１）市民参加の推進に関すること

（２）市民活動の支援に関すること

（３）郷土意識の高揚に関すること

（４）都市間交流に関すること

（５）生涯学習に関すること

（６）えびな市民活動センターに関すること

海老名市・白石市・登別市の３市による
トライアングル姉妹都市の結成

目　次

（１）海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

（２）市民活動推進課の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

（３）海老名市の市民活動推進について・・・・・・・・・Ｐ．６

（４）海老名市市民活動推進委員会について・・・・・・・Ｐ．９

（５）海老名市市民活動推進補助金について・・・・・・・Ｐ．13

（３）海老名市の市民活動推進について

- 市民と行政の協働による豊かな地域社会を実現するため、「**海老名市市民活動推進条例**」を平成22年４月１日に施行

- 同条例第９条において、「**海老名市市民活動推進委員会**」を設置し、市民活動の推進や市民活動団体等への支援の適否に関することについて、調査、研究及び審議等を実施

- 同条例に基づき、市民活動を行う団体が自主的に行う公益性のある活動に対して、財政的な支援を行うことを目的とし、「**海老名市市民活動推進補助金**」制度を同時に制定

- 同条例に基づいた市民活動を支援する施設として、「**海老名市立えびな市民活動センター設置条例**」を平成25年３月１日に施行し、交流館である「**ビナレッジ**」が同日開館し、レクレーション館である「**ビナスポ**」が平成26年11月１日に開館

（３）海老名市の市民活動推進について

ビナレッジ

市民の自主的で営利を目的としない活動を支援するための施設であり、ホール・会議室・実習室などを備え、さまざまな市民活動の場として利用されるとともに、**団体間の交流やネットワークづくりにも活用**されている施設です。

令和５年度の利用者数：100,905人

ビナスポ

世代を問わず、だれもが生涯にわたってスポーツやレクレーションに親しむことができ、生きがいを見出せる施設であり、プール・多目的室・トレーニングルーム・レクリエーションルームを備え、市民の皆さんの**健康増進に関する多様な取り組みを実施**している施設です。

令和５年度の利用者数：210,728人

目　次

（１）海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

（２）市民活動推進課の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

（３）海老名市の市民活動推進について・・・・・・・・・・Ｐ．６

（４）海老名市市民活動推進委員会について・・・・・・・Ｐ．９

（５）海老名市市民活動推進補助金について・・・・・・・・Ｐ．13

（４）海老名市市民活動推進委員会について

根拠法令	海老名市市民活動推進条例
設置年月日	平成22年４月１日
委員定数	８名
委員任期	２年
委員の構成	公募市民、学識経験者、市民活動を行う者
審議事項	市民活動の推進や施策に関すること 市民活動への支援の適否に関すること 市民活動団体に対する財政的支援に関すること
公募市民の割合	３７．５％（８名のうち３名が公募市民）※前年度の状況
女性委員の割合	３７．５％（８名のうち３名が公募市民）※前年度の状況
開催頻度	毎年５回程度

（４）海老名市市民活動推進委員会について

市民活動団体による展示会について

○　市内で活動する市民活動団体の**活動内容を展示形式で紹介**することで、団体同士がつながりを持てる機会を創出するとともに、これまで市民活動に参加されていない市民にも、市民活動団体の存在を知っていただき、市民活動の活性化を図ることを目的として、当委員会での発議により、令和４年度から実施している事業です。

○ 展示期間：① 令和５年12月１日から１か月程度
② 令和６年２月１日から１か月程度

○ 展示場所：① 海老名市役所１階　エントランスホール
② えびな市民活動センター

○ 参加団体：10団体

（４）海老名市市民活動推進委員会について

市民活動推進補助金について

○　市民活動を行う団体が自主的に行う公益性のある活動に対して、財政的な支援を行うことを目的とした補助金であるため、各団体が補助要件に適しているかなどの適否を当委員会で確認しています。

○　補助金の交付決定を受けた団体が実際に活動している現場を当委員会で視察しています。

○　アンケート結果などをもとに、補助金をより良いものにするための調査、研究を当委員会で実施しています。

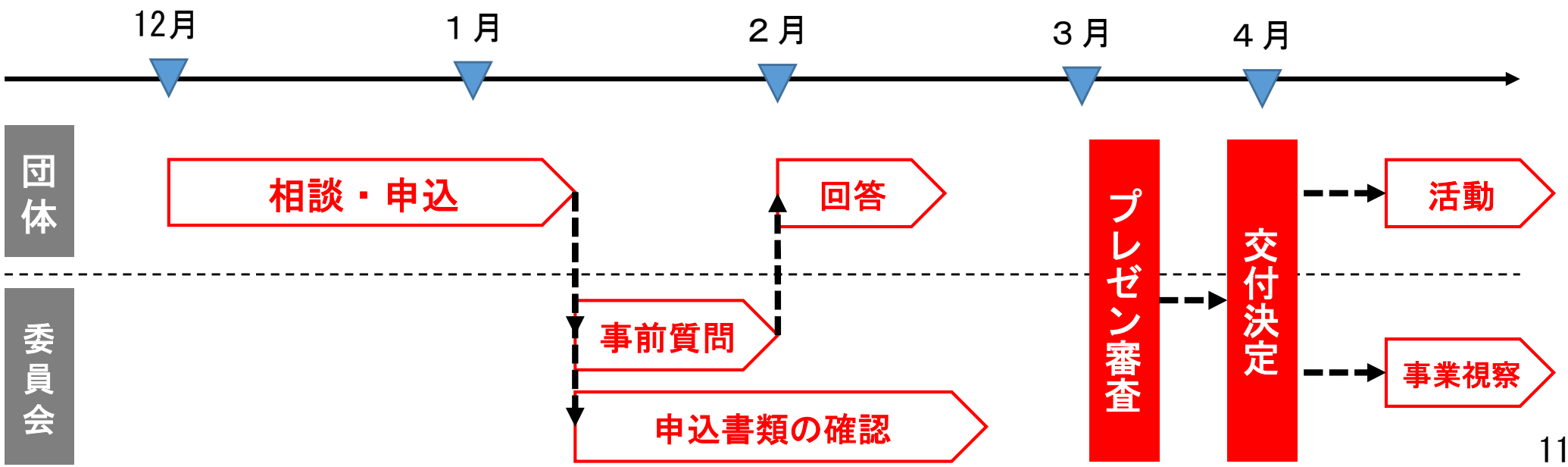

目　次

（１）海老名市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

（２）市民活動推進課の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

（３）海老名市の市民活動推進について・・・・・・・・・・Ｐ．６

（４）海老名市市民活動推進委員会について・・・・・・・・Ｐ．９

（５）海老名市市民活動推進補助金について・・・・・・・Ｐ．13

（５）海老名市市民活動推進補助金について

１　対象となる事業

○　主として海老名市内で活動し、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業

○　**対象年度内**に実施する事業（※複数年度に渡って実施する事業も補助の対象となります。）

２　対象となる団体

○　市民の自主的な参加によって行われる**公益性のある事業**を実施していること

○　**３人以上**で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者であること

○　審査申込から結果報告まで**責任を持って**事業を実施できること

○　団体の運営に際し、この補助金だけでなく、**自主財源**（会員会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募ったりするなど、団体の運営について**自立している（しようとしている）**こと

～これまで対象となった団体の活動例～

不登校や引きこもりの子ども・若者たち向けのフリースクールを運営する団体が行う地域まつりに伴う費用の補助	子どもの心身の健康と地球環境を守るために、オーガニック農業を推進する団体が行う映画上映会や各種講座の開催費用の補助
様々な事情で勉強の機会に恵まれなかった方などへの学習支援をする団体が行う学習会や出前講座の講師代などの補助	スポーツやレクレーション活動を通じで、地域の人々への健康増進の寄与や交流の場を増やす活動をする団体が開催するイベント費用の補助

（５）海老名市市民活動推進補助金について

３　補助金額

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に１事業のみ申込みができます。

区分	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限１０万円	上限２０万円	上限３０万円
交付回数	１団体につき１回のみ	１団体につき２回まで ※年度内に１回のみ受付	１団体につき３回まで ※年度内に１回のみ交付

○　基本的に、入門編→充実編→自立編という順番で申請していただきます。

○　区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻ることはできません。

○　当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体につきましては、別の事業であっても交付できません。

（５）海老名市市民活動推進補助金について

４　その他

○　申込年度の翌年度当初に概算で交付金を支払い、事業実施後に実績報告していただきます。

令和５年度

団体申込
↓
プレゼン審査

→

令和６年度

団体の請求に基づき概算交付
↓
実績報告に基づき補助金額の確定
↓
事業の規模縮小や中止の場合には返金

【過去に事業の規模縮小をしたものの例】

・講師の都合がつかず、申請時に予定していた講義の回数が減ってしまった。
・イベントで使用する消耗品類が、予定よりも安く購入できた。

【過去に事業の中止をしたもの】

平成２８年度／１件　団体の事情により、事業が実施できなかったため
令和２年度　／３件　コロナウィルスの感染拡大により、事業が実施できなかったため
令和３年度　／２件　コロナウィルスの感染拡大により、事業が実施できなかったため
令和４年度　／１件　団体の事情により、事業が実施できなかったため

（５）海老名市市民活動推進補助金について

５　実績①

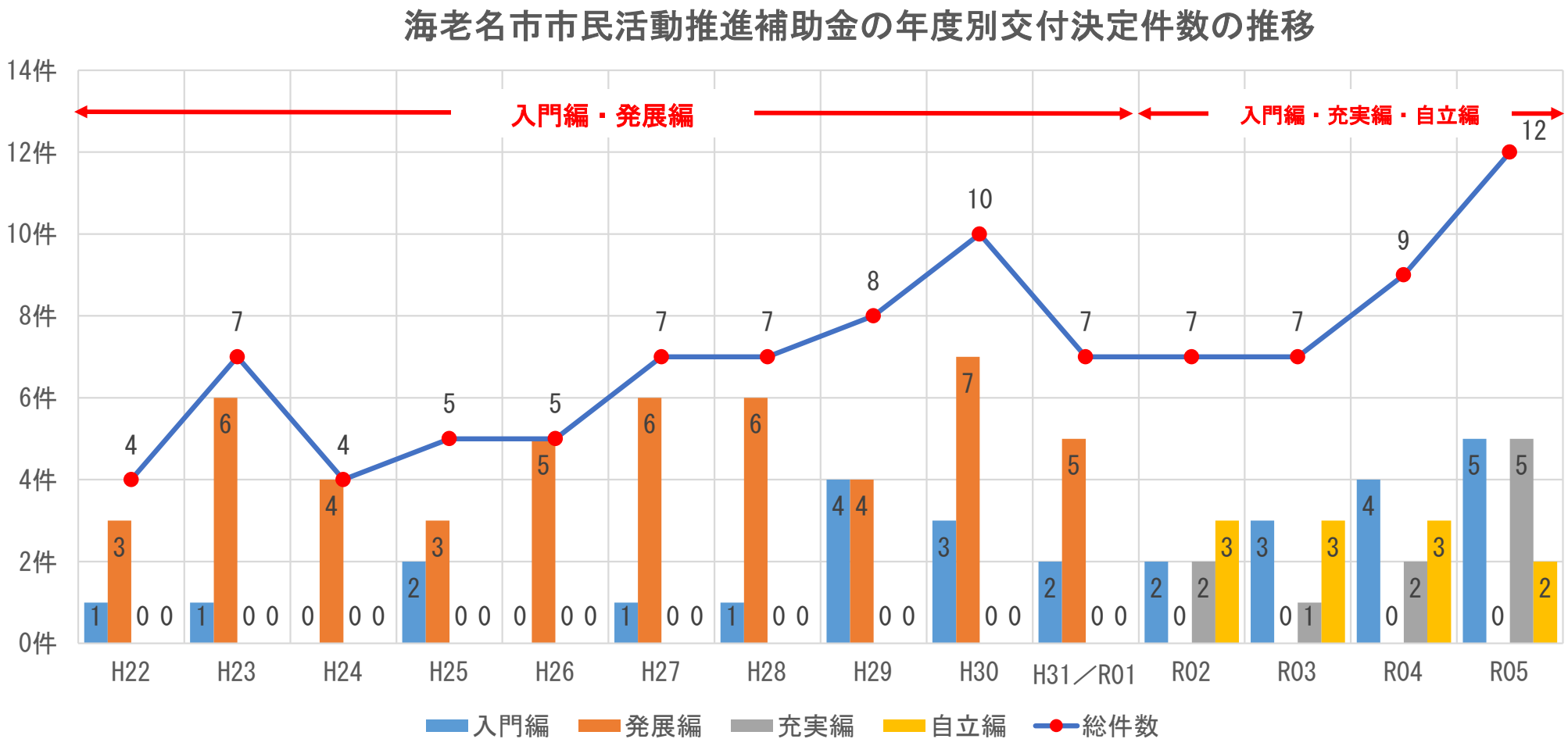

○　平成２２年度に開始してから、**延べ９９団体が補助金を活用**して市民活動を実施

○　年度平均すると７件であり、展示会等による影響からか、**近年は増加傾向**にあります。

（５）海老名市市民活動推進補助金について

５　実績②

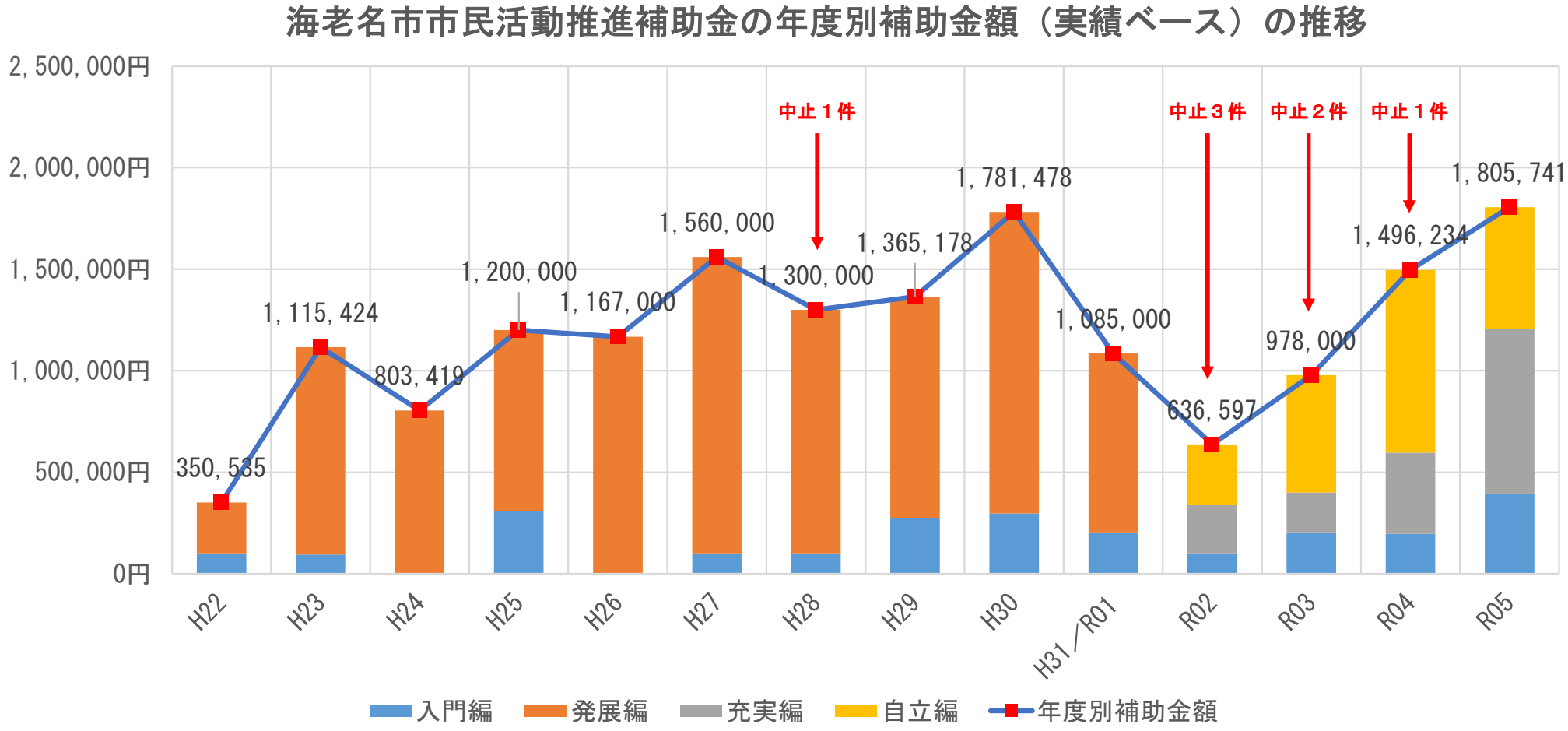

○　平成２２年度に開始してから合計して、<u>１６，６４４，６０６円</u>の補助金を活用

○　実際に実施した補助対象事業費を計上しているため、事業の中止や事業規模の縮小などにより発生しなかった費用は含まれていません。

（５）海老名市市民活動推進補助金について

５　市内で活動を行う様々な団体等に対する補助金等（市民協働部抜粋）

補助金等名	主な目的	主な交付先	所管課
海老名市市民活動推進補助金	公益的な市民活動を行う団体の事業を支援することで、市民活動団体の育成を図り、もって市民活動の健全な発展を促進するため	公益性のある事業を実施している３人以上で構成される市民団体	市民活動推進課
海老名市地域づくり事業交付金	住民相互のコミュニティの醸成を図るとともに、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを推進する事業の促進するため	海老名市自治会連絡協議会が認める自治会など	地域づくり課
海老名市自治会集会所等設置事業補助金	地域住民の自治意識の向上及び自治会の円滑な運営を促進するため	自治会集会所等設置事業を実施する自治会及び連合自治会	地域づくり課